

## 第13回講義 参考資料

### 参考判例

- 1) 大判明治 37・10・1 民録 10 輯 1201 頁（任意解除権行使と損害賠償の関係）
- 2) 大判昭 7・4・30 民集 11 卷 780 頁・P II 237（任意解除権の行使と解除の範囲）
- 3) 最判昭 56・2・17 判時 996 号 61 頁・P II 230 関連判例⑤（債務不履行解除の範囲）
- 4) 最判平 9・2・14 民集 51 卷 2 号 337 頁・P II 233（損害賠償請求にかかる同時履行の抗弁権）
- 5) 最判平 9・7・15 民集 51 卷 6 号 2581 頁・P II 234（相殺の場合の遅延損害金が生じる時期）
- 6) 最判平 14・9・24 判時 1801 号 77 頁・P II 235（635 条ただし書の解除制限と損害賠償）

### 共通の到達目標モデル案（修正案）

#### 第 8 章 雇用

- ◆雇用とはどのような内容の契約であるかについて、請負、委任との違いに留意しながら、説明することができる。
- ◆雇用契約における使用者および労働者の権利義務が何によって規律されているか、民法上の権利義務の内容（安全配慮義務を含む。）はどのようなものかについて、説明することができる。

#### 第 9 章 請負（次回分もあわせて掲載）

- ◆請負とはどのような内容の契約であり、どのような権利義務を生じさせるかについて、売買、雇用、委任との違いに留意しながら、説明することができる。
- ◆請負人の瑕疵担保責任の内容について、売主の瑕疵担保責任との異同および土地工作物の請負に関する特則に留意しながら、説明することができる。
- ◆建物建築請負契約において、完成した建物の所有権の帰属に関する判例の準則と学説の主要な見解について、説明することができる。
- ◆注文者の任意解除権について、委任の場合との違いに留意しながら、その規律の内容および制度趣旨を説明することができる。